

さ情審査答申第41号
平成19年8月1日

さいたま市長 相川 宗一様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 小池 保夫

答 申 書

平成19年1月4日付けで貴職から受けた、市行政手続条例で設定が義務付けられている①申請に対する処分に係る「審査基準」②同「標準処理期間」③不利益処分に係る「処分基準」を定めたときの起案書 障害福祉課保有分（以下「本件対象行政情報」という。）の一部公開決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件対象行政情報のうち、「市行政手続条例で設定が義務付けられている①申請に対する処分に係る「審査基準」 障害福祉課保有分」を公開することとしてなした一部公開決定は、公開請求に係る行政情報に当たらない情報を公開することとしたものと認められ、失当であり取り消されるべきであるところ、これに代わるべき公開請求に係る行政情報そのものが存在しないことから、結果として容認される。

また、本件対象行政情報のうち、「②同「標準処理期間」③不利益処分に係る「処分基準」を定めたときの起案書 障害福祉課保有分」については、いずれも不存在と認められる。

よって、本件処分は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成18年8月21日付け保福障福第2375号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分について取り消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書によると、

以下のとおりである。

- (1) 理由付記義務懈怠の瑕疵がある。
- (2) 行政情報の特定を誤っている。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

- 1 本件対象行政情報のうち、「審査基準」については、さいたま市行政手続条例（平成13年さいたま市条例第22号。以下「手続条例」という。）第5条において、「行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかを条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準を定めるものとする」とされており、これに該当するものを定めたときの起案書としては、「さいたま市療育手帳制度要綱の制定について」及び「さいたま市療育手帳制度事務取扱要領の制定について」しか存在しない。

また、「標準処理期間」については同条例第6条で、また、「処分基準」については同条例第12条で、定めるように努めなければならないとされているが、障害福祉課保有分として作成したものはない。

- 2 非公開とした理由については、行政情報一部公開決定通知書で、「標準処理期間」及び「処分基準」を定めたときの起案書について「定めていないため文書不存在」としており、公開請求者が拒否の理由を明確に認識し得る程度に記載をしていることから、理由付記義務懈怠の瑕疵があるという異議申立人の主張は妥当ではない。また、公開することと決定した行政情報以外に障害福祉課で作成し、保有している行政情報は存在しないから、行政情報の特定を誤っているという主張も妥当でない。

第4 審査会の判断の理由

- 1 本件対象行政情報について

- (1) 手続条例に規定する審査基準について

異議申立人の公開請求に係る行政情報の第1は、手続条例第5条に規定する審査基準であり、「申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準」として、行政庁がこれを定めるものとしている（同条第1項）。

これは、行政庁がこの基準を当該許認可等の性質に照らして、できる限り具体的なものとして定め（同条第2項）、かつ、これを公にすることによって（同条第3項）行政庁による条例等の解釈、適用に際しての裁量権行使をより公正なものとし、行政の執行過程の透明性の向上を図ろうとす

るものである。

条例等に基づく申請人の行政手続面で受けるべき権利利益の保護を図る趣旨である。

(2) 手続条例に規定する標準処理期間について

異議申立人の公開請求に係る行政情報の第2は、手続条例第6条に規定する標準処理期間であり、「申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間」として、行政庁がこれを定めるよう努めるとともに、これを定めたときは公にしておくなければならないとしている。

(3) 手続条例に規定する処分基準について

異議申立人の公開請求に係る行政情報の第3は、手続条例第12条に規定する処分基準であり、「不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準」として、行政庁にこれを定め、公にしておくよう努めなければならないとしている（同条第1項）。

これは、行政庁に対し、処分基準を定め、公表する努力義務を課すことにより、行政の透明性を確保し、不利益処分に係る相手方の利益を保護し、争訟の提起を容易にしようとする趣旨である。基本的には、前記(1)の審査基準の規定と同様の趣旨である。

2 本件対象行政情報の不存在について

(1) 障害福祉課の所掌事務と手続条例上の申請について

実施機関（担当課障害福祉課）から提出された平成19年1月25日付け理由説明書及び口頭意見陳述における説明によると本件公開請求に係る行政情報としては、公開することと決定した「さいたま市療育手帳制度要綱の制定について」及び「さいたま市療育手帳制度事務取扱要領の制定について」以外には該当するものがなく、従って、本件公開請求に係るそれ以外の行政情報は不存在であると述べている。

本件対象行政情報は、手続条例第2条第4項に規定する申請に係るものであることは明白である。この申請は、同条第1項に規定する条例等に基づき申請人が行政庁の許認可等を求める行為である。当該条例等には法律や要綱は含まれず、同条同項に規定する条例、規則等に限られる。従って、法律や要綱に基づく申請に係るものは、本件対象行政情報から除かれるものと解される。

ところで、障害福祉課の所掌事務は、さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）によれば、「障害者計画に関すること。」ほか15事務を所掌している。

これらの所掌事務に照らし、手続条例に規定する申請に係る事務に該当すると思われるものは、次の6事務である。

- ア さいたま市心身障害者福祉手当支給条例（平成13年さいたま市条例第167号）に基づく申請
- イ さいたま市心身障害者扶養共済制度条例（平成14年さいたま市条例第95号）に基づく申請
- ウ さいたま市難病患者見舞金支給条例（平成13年さいたま市条例第169号）に基づく申請
- エ さいたま市難病患者手術見舞金支給条例（平成13年さいたま市条例第170号）に基づく申請
- オ さいたま市訪問入浴サービス手数料条例（平成13年さいたま市条例第172号）に基づく申請（この条例は、平成19年4月1日廃止）
- カ さいたま市ホームヘルプサービス手数料条例（平成15年さいたま市条例第26号）に基づく申請

これら条例に基づく申請に係る手続条例上の審査基準、標準処理期間及び処分基準については、実施機関では定めていないから不存在であると述べていることは前述のとおりである。実施機関において定めていないことに対する当否については、その裁量権行使に深く関わることであり、当審査会の権限外のことであるから言及しない。

ただし、実施機関において定めていないので不存在であるとの点については、これを否定する根拠となる具体的事情を確認することができないことから、実施機関の主張に不自然な点はなく、これを認めるほかはない。また、異議申立人は、本件処分に係る理由付記について、理由付記義務懈怠の瑕疵があると主張しているが、本件一部公開決定通知書には異議申立人がその処分理由を明確に認識できる程度に記載されていると認められることから、これを採用することはできない。

(2) 本件処分のうち、公開決定をした部分の違法性について

本件処分のうち、公開決定をした部分の本件対象行政情報は、さいたま市の定めた要綱に基づく申請に係る行政情報である。前述のとおり、異議申立人の公開請求に係る行政情報の第1は、手続条例第5条に規定する審査基準であり、さいたま市の定めた要綱に基づく申請に係る行政情報はもともと公開請求をしていない行政情報である。つまり、本件処分のうち、公開決定をした部分は、公開請求をしていない行政情報である。従って、本件処分のうち、公開決定をした部分は、公開請求をしていない行政情報について公開決定をしたことになり、条例第7条の規定

に違反し、取消しを免れない。

しかしながら、本件一部公開決定処分を取消し、手続きのやり直しを求める答申を行っても、本件対象行政情報自体が不存在なのであるから、実施機関はそれを理由として公開しない旨の決定をすることが十分予測される場所である。当審査会としては、行政手続の効率性等を考慮し、本件一部公開決定を結果において容認し、維持されるものと判断するものである。

3 公開請求に係る行政情報の特定について

(1) 条例第6条第1項第2号の規定について

公開請求の方法を定める条例第6条第1項第2号の規定によれば、公開請求書に「行政情報の名称その他公開請求に係る行政情報を特定するために必要な事項」を記載して実施機関に対し提出しなければならないとしている。条例における行政情報の特定は、公開請求の適法要件であるから、公開請求書への上記事項の記載を公開請求の形式的要件とし、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、実施機関は相当の期間を定めてその補正を求めることとなる。

行政情報の特定は、本来、公開請求に係る本質的な内容をなすものであるから、公開請求者自身が行うことを規定したものである。

公開請求の際に、公開請求に係る行政情報の特定を求める趣旨は、公開請求の対象となる行政情報がいかなるものかを明らかにすることが実施機関において、非公開事由の有無を判断し、公開の範囲等を決定するための不可欠の前提となるためである。そうすると、公開請求に係る行政情報が他の行政情報と識別可能な程度に明らかにされていることが必要であり、そのような状態で公開請求があれば、当該公開請求に係る行政情報をすべて識別した上、それらについて公開、非公開を判断することができるから、これらの公開請求については、行政情報の特定がなされていると解すべきである（同旨平成15年10月31日東京地方裁判所判決、平成14年（行ウ）第422号事件）。

(2) 本件対象行政情報の特定について

本件対象行政情報の特定については、当該公開請求書に記載されている行政情報が他の行政情報と識別可能な程度に記載されていることから、本件公開請求は適法要件を満たし、本件対象行政情報の特定は適法に行われたというべきである。

ところで、異議申立人は、異議申立ての理由として行政情報の特定を誤っていると述べている。その意味は必ずしも明確ではないが、以上述べた行政情報の特定の論旨からすれば、これを是認し、採用することは

できない。

(3) 行政情報の特定に係る窓口業務について

公開請求に係る行政情報の特定は、公開請求の本質的な内容をなすものであり、公開請求の適法要件であることは前述のとおりである。

一般に、公開請求者にとって、実施機関がどのような行政情報を保有し、自らが欲する行政情報が存在するのかなど十分知りえないことが考えられることから、制度上は、実施機関に対し行政情報の検索に必要な資料を作成し、閲覧に供することを義務付け（条例第22条）、また、公開請求書に形式上の不備が認められ、相当の期間を定めてその補正を求める場合に当該補正の参考となる情報を提供しよう努力義務を課している（条例第6条第2項）。

それでも、現実には、行政情報の特定が不十分なため、公開請求者の求める行政情報と異なった行政情報を公開したり、求める行政情報が他に存在するはずであるとの理由で追加の公開決定を求める不服申立てをする例が生じている。

行政情報の特定は、実施機関と公開請求者が互いに協力し合って適正、迅速に行われることが重要である。特定に係る業務が不十分なままにその後の事務が進行すると問題が生じ、紛争の原因ともなり兼ねないので、実施機関の窓口業務の円滑、適正化と検索体制の一層の充実を望むものである。

- 4 以上の次第であるから、当審査会は、本件異議申立てに対し、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成19年 1月 4日	諮問の受理
②	同 年 1月25日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 2月15日	審議
④	同 年 6月21日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	同 年 7月12日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
委 員	荒 木 直 人	弁護士
会 長	小 池 保 夫	大学教授
委 員	小 室 大	行政経験者
会長職務代理者	苦 田 文 一	弁護士
委 員	満 木 祐 子	弁護士

(五十音順)